

アスタプラザイースト レンタルスタジオ利用規則

アスタプラザイースト010区画「レンタルスタジオ」をご利用の際は、下記の事項をご確認いただいた上でお申込みください。

第1条 利用申し込み

(1) 予約受付

レンタルスタジオのご利用を希望される際は、あらかじめ希望日時等を新長田まちづくり株式会社（078-646-3005）まで電話にてご予約ください。

(2) 申し込み方法

ご利用のお申込みは、「利用申込書」に必要事項をご記入の上、ご予約の日から3営業日（土・日・祝祭日を除く）以内に、新長田まちづくり株式会社までご持参していただくかFAX（078-646-3007）にてご提出ください。

(3) ご予約の受付時間は、午前10時00分から午後6時00分まで（土・日・祝祭日を除く）となります。

第2条 利用料金

(1) レンタルスタジオの利用料金は1時間2,000円（税込）となります。なお、「利用申込書」ご提出時にお申出以外の時間延長につきましては、その延長料金を後日ご請求させていただきます。

第3条 利用料金のお支払い

(1) 支払方法

「利用申込書」受理後2週間以内に利用料金は弊社窓口まで現金にてお支払ください。また、定期クラスの場合は請求書で対応することも可能です。（前払いが原則となります。）

(2) 利用取消

「利用申込書」受理後の利用取消は必ず書面によりお申し出ください。利用日の1週間前までにお申し出がない場合は利用料金全額をキャンセル料として領収し、返金いたしません。

第4条 利用日及び利用時間

(1) 利用日

利用日は、原則として年末年始（12月31日～1月3日）を除いた日とします。但し、当建物又はレンタルスタジオの点検、修理等の臨時に休業することがありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 利用時間

ア. 利用時間とは、利用者がレンタルスタジオを専有している時間をいいます。

イ. 利用時間には、ご利用前後の点検、準備及び後片付けの時間も含まれます。

ウ. 利用時間は、原則として午前10時から午後10時までとなります。また、各利用時間を連続してご利用することも可能です。

第5条 レンタルスタジオの定員

(1) 利用人数

利用人数は、レンタルスタジオの定員数（30名）以内です。この人数を超えてのレンタルスタジオへのご入場はできませんので、ご了承ください。

第6条 申出事項

次のいずれかに該当する場合には、必ず事前にお申し出ください。

- (1) 基準照明以外の電力を必要とするとき
- (2) 車両・台車等により器物の搬入・搬出を行うとき

第7条 利用者に関する確認事項

弊社は、利用者に対し、暴力団、暴力団の構成員又は準構成員、暴力団関係団体、暴力団関係者、その構成員（団体を含む）が違法もしくは不当な行為を行うことを助長し、または助長する恐れのある団体その他の反社会的勢力に該当しないこと、暴力団等に支配されていないこと及び暴力団等と一切の関係を有していないことを確認いたします。

第8条 利用制限

- (1) 利用者は弊社の許可なく利用関係者及び第三者にレンタルスタジオの利用権の全部もしくは一部の譲渡または転貸することはできません。
- (2) 次のア～クに該当し、または該当する恐れがあると弊社が判断した場合には、予約成立後であってもご予約を取り消し、または利用開始後であってもご利用を停止させていただくことがあります。この場合において、弊社は利用者が生じた損害について一切の賠償をいたしません。
 - ア. 利用者が「9. 禁止事項」に違反した場合
 - イ. 支払期日までに利用料金がお支払いされなかった場合
 - ウ. 「利用申込書」または利用申込時の利用目的・内容が、実際の利用内容と異なっている、または偽りがあると判断した場合
 - エ. 利用者が暴力団等に該当すること、暴力団等に支配されていること、または暴力団等との関係を有していることが判明した場合
 - オ. 利用者が詐術、暴力的行為または脅迫的言動を行ったと判断した場合
 - カ. レンタルスタジオ又は当建物のご利用に関して、利用者が店舗管理規則及び本利用規則を遵守せず、または弊社の指示に従わなかった場合
 - キ. 天変地異、災害、レンタルスタジオの故障その他やむを得ない事由によりレンタルスタジオをご利用できなくなった場合
 - ク. その他、レンタルスタジオまたは当建物の管理運営上その他の都合により、レンタルスタジオのご利用ができないと弊社が判断した場合

- (3) 前項各号に該当するときは、利用料金納入後においても適用されます。この場合、受領した利用料金は一切お返しいたしません。
- (4) 当建物の共用部（ロビー・廊下等）及びレンタルスタジオ内は全面禁煙です。

第9条 禁止事項

レンタルスタジオのご利用にあたっては、次に掲げる行為を禁止いたします。

- (1) 公序良俗に反すること。
- (2) レンタルスタジオまたは当建物のご利用に関し、本利用規則に違反すること。
- (3) 暴力団の利益になる行為を行うこと。
- (4) 当建物の入居もしくは来訪者に危害または迷惑を及ぼすこと。
- (5) 当建物内または当建物周辺の静穏を乱す行為やごみを投棄するなど不衛生な行為を行うこと。
- (6) レンタルスタジオの定員数を超えて入場させること。
- (7) レンタルスタジオまたは当建物の施設、設備、器具・備品等を汚損し、または破損すること。
- (8) 発火、引火、爆発その他危険な事態を生じる恐れのある物品または悪臭を発する物品を当建物内に持ち込むこと。
- (9) 当建物またはその敷地内で火気を使用すること。
- (10) レンタルスタジオ内でソフトドリンク以外の飲食を行うこと。
- (11) 弊社の事前承諾なく当建物およびその敷地内で物品の販売、寄付金の募集、宣伝活動、その他これに類する行為を行うこと。
- (12) 不公正な営業活動により社会的信用を失うと弊社が認める行為を行うこと。
- (13) レンタルスタジオまたは当建物の管理運営上支障があると弊社が認める行為を行うこと。
- (14) その他、弊社が不適當であると認める行為を行うこと。

第10条 免責及び損害賠償

- (1) 利用時間中（準備・後片付けを含む）において発生した事故につきましては、利用者の関係者や来場者の行為であっても、すべての利用者に責任を負っていただきます。事故防止には万全を期してください。
- (2) 天変地異、官公庁からの指導、その他管理会社の責に帰さない事由によりご利用が中止された場合、その他の損害について管理会社は一切の責任を負いません。
- (3) 利用者が、レンタルスタジオ及び当建物の設備、備品等を汚損・毀損・紛失した場合、その他の第三者に対して損害を与えた場合において、利用者は弊社又はその他の第三者が被った損害を賠償していただきます。
- (4) 前日の利用状況により貸出備品等の毀損・紛失等が発生し、当日ご利用になれない場合、その損害については一切の責任を負いません。
- (5) その他、本利用規則に違反して弊社またはその他の第三者が損害を被った場合には、その損害について損害請求いたします。

第11条 レンタルスタジオの鍵貸出及び返却

- (1) レンタルスタジオの鍵貸出は、利用担当者のお申出においてのみ行います。利用日に利用担当者は「アスタくにつか4番館東棟」4階にある新長田まちづくり株式会社までお越しください。
- (2) 鍵の貸出受付時間は午前10時00分から午後6時00分までとなります。
- (3) レンタルスタジオのご利用終了後、速やかに返却してください。(受付時間内の場合は当日返却、受付時間外は翌日返却となります。)

第12条 物品の搬入・搬出

- (1) 物品の一時預りは保管上のトラブルを避けるために固くお断りしていますので、ご了承ください。
- (2) 利用担当者は、物品の搬入・搬出を行う際にレンタルスタジオ及び当建物を汚損・毀損しないよう弊社の指示に従い、所要の養生を行ってください。
- (3) 物品の搬入・搬出は、荷捌き用エレベーターをご利用ください。お客様用エレベーターのご利用は固くお断りいたします。

附 則

第1条 規則の発効と改訂

- (1) この規則は、2017年7月1日より発効する。
- (2) この規則は、2018年5月1日に改訂し、発効日とする。

アスタプラザイースト レンタルスタジオ利用申込書

☆ レンタルスタジオ利用規則を遵守し、下記の通り申込致します。

No. _____

申込日	年 月 日 ()		
申込者氏名			
団体名			
代表者名			
所在地	〒 - TEL () -		
緊急連絡先	TEL () - (携帯・自宅)		
利用日	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()		
利用時間	(: ~ :) (時間) × (日) 計 (時間)		
利用人数	() 人		
目的			
利用料	税込単価(単位:円)		時間
	基本利用料(1時間)	2,000	円